

## 富山福祉短期大学 学費等納付規程

### (目的)

第1条 この規程は、富山福祉短期大学学則（以下、「学則」という。）第31条に定める学費及びその他の納付金について必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規程による学費とは、入学金・授業料・施設費・実習費をいう。但し、実習費については実習科目の履修登録者のみ納めることとする。

2 この規程による「その他の納付金」とは、入学検定料及び法人が徴収を委託された諸会費をいう。

### (学費及びその他の納付金の金額等)

第3条 学費の金額及び納付時期は、学則第31条のとおりとする。

2 その他の納付金の金額は、別表1のとおりとする。

### (入学金の納付)

第4条 入学を許可された者は、所定の入学金を指定する入学手続期限までに納付しなければならない。

### (学費の納付)

第5条 各学期における学費は、前期、後期の2期に分けて、所定の期日までに納入しなければならない。

### (延納及び分納)

第6条 延納及び分納の対象は学費のみとし、その他の納付金は含まない。

2 申し出があったとき、学長は、経済的な理由等により、第5条に定める各学期の納付期間中に学費の納付が困難な者に対して、延納又は分納を許可することがある。

3 前項の許可を得ようとする者は、第5条に定める各学期の納付期限までに延納願又は分納願を学長宛に提出し学内の承認を得なければならない。

### (延納の納付期限)

第7条 学費の延納を許可された者の最終納付期限は、次のとおりとする。

学 期	納付期限
前 期	8月31日まで
後 期	翌年2月末日まで

2 ただし、入学を許可された者については、合格した入学試験を実施した年度末までとする。

3 ただし、最終学年に在籍している者の後期の最終納付期限については翌年2月20日までとする。

### (分納の納付期限)

第8条 学費の分納は各学期の月割とし、納付期限は毎月末日までとし、各学期最高5回まで分納できるものし、最終納付期限は第7条のとおりとする。

(未納者の措置)

第9条 学費の納付が滞った者には督促を行い、なお納付しないときは学則18条により除籍する。

2 前項で除籍された者が、除籍発令後1か月以内に滞納分の学費を納入し、所定の手続きを行えば、復籍することができる。

(休学者の学費)

第10条 休学を許可されまたは命じられた者については、休学の日の翌月から復学した日の前月までの学費を免除する。

(退学者及び除籍者の学費)

第11条 学期の途中で退学しまたは除籍された者の当該期分の学費は徴収する。

(留年及び復学者の学費)

第12条 留年又は復学した者の学費は、在籍する学年の学費と同額とする。ただし、学則第28条第1項により留年した場合は、留年生学費等納付規程において別途定める。

2 休学期間途中で復学した者は、復学した月に、復学許可当月から当該期末までの学費を月割りをもって納付しなければならない。なお、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(再入学及び転入学者の学費)

第13条 再入学及び転入学しようとする者は、所定の入学金を納付しなければならない。ただし、過去に退学した者及び本学卒業生が再入学する場合は、これを免除する。

2 再入学を許可された者の学費は、再入学した年度の学年の学費とする。

(転科または転専攻者の学費)

第14条 転科及び転専攻を許可され、学籍が異動した者の学費は、在籍する年度の学費と同額とする。

(科目履修生の学費)

第15条 科目履修生の学費は、富山福祉短期大学科目等履修生規程において別途定める。

(学費等の不返還)

第16条 既に納付された学費及びその他の納付金は、次の各号に掲げる場合を除き、これを返還しない。

- (1) 明らかに重複又は超過納入になった分のある場合
- (2) その他学長が必要と認めた場合

(規程の改正)

第17条 この規程の改正は、運営会議の承認を得なければならない。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、平成21年12月9日から施行する。

付 則

この規程は、平成23年10月12日から施行する。

付 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(別表1)

【その他の納付金】

項 目		金 額
委託徴収金	後援会費 (年額)	15,000
	学友会費 (年額)	10,000
	同窓会 (終身会費) (卒業年)	10,000